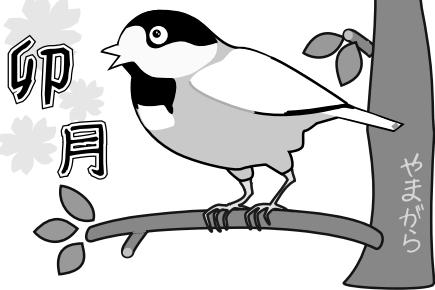


お知らせ



今までと、使用していないなくとも基本料金を負担していただことになります。)

水道使用者・所有者・使用用途が変わるときはお届けください。

指定業者へご依頼ください。水道工事をするときは、市の

水道料金を口座振替するときは、市の指定業者へご依頼ください。(通帳・通帳届出の印鑑が必要になります。)

は、市に指定業者へご依頼ください。(通帳・通帳届出の印鑑が必要になります。)

は、市に指定業者へご依頼ください。(通帳・通帳届出の印鑑が必要になります。)

※手続きの処理には、時間を要しますので、余裕を持ってお願ひします。

漏水の早期発見のために、月に数回はメーターの確認を!

平岸連絡所について
開設時間が変更となります
4月1日から平岸連絡所の開設時間が次のとおり変更となりますので、ご利用の際は、お間違えのないようお願いします。

開設時間 8時30分～13時
なお、開設日や取扱業務などは、現行どおりとなります。
問合せ 平岸連絡所 ☎ 38-8102

上下水道課からのお知らせ
料金のお支払いについて
引つ越し等で水道の使用を開始または中止されるときは、事前に連絡をお願いします。使用開始の場合、立会いが必要になります。(使用中止でご連絡がな

上下水道課からのお知らせ
料金のお支払いについて
日 時 4月25日(月)18時～
※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承願います。

対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

受付 4月11日(月)～15日(金)
申込み及び問合せ
広報広聴係 ☎ 32-1834

赤平市参考賃借料の改定

の減免を受けている方を除く。
※該当者には、お知らせの通知が送付されます。

平成21年12月に農地法が改正され、標準小作料の設定が廃止されました。赤平市農業委員会では、農地の貸借の目安とする『赤平市参考賃借料』を設定して

いましたが、この度、見直されましたのでお知らせします。

有効期間 平成23年4月7日(木)～平成24年3月31日(木)
交付枚数 一人年間24枚(1枚
530円×月2枚)

持参するもの印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

田の部 農地の区分 参考賃借料

	農地の区分	参考賃借料
住吉・赤平地区	13,400円	
幌岡・共和地区	11,300円	
平岸・百戸地区	9,300円	
豊里地区	5,100円	
一般畠・上	5,000円	
一般畠・中	3,500円	
一般畠・下	2,000円	

定期行政相談
毎日の暮らしの中で、行政について苦情や意見・要望はありませんか。
行政相談の対象となる業務は国行政機関、特殊法人(JRやNTT)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービス等の業務です。
窓口で交付します。

問合せ 地域福祉係 ☎ 32-2216(内線212)

行政・公共 public

上下水道課からのお知らせ
料金のお支払いについて
日 時 4月25日(月)18時～
※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承願います。

対象者 市内に居住する在宅者で、下肢・体幹運動(移動機能障害・視覚、心臓、呼吸器、腎臓機能障害において、「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度がそれぞれ單独で1、2級に該当する方。ただし、自動車税及び軽自動車税

付対象者 行政相談委員
日 時 4月20日(水)13時～16時
会場 産業研修ホール
問合せ 市民相談係 ☎ 32-1834

チャリティーコンサート

日 時 4月8日(金)
午後2時頃から



けんばん
鍵盤ハーモニカ
サクソフォン・ピアノ 演奏会

場 所 茂尻元町 全龍寺本堂にて

入場料 100円以上(子供は無料)

※全額、東日本大震災に募金します。

広報あかびら

Public information Advertising

広告を募集しています！

申込みは広報広聴係 ☎ 32-1834 まで

D児童扶養手当の取扱いが変わりました

障害基礎年金の子加算の運用見直しにより、児童扶養手当の取扱いが変わりました。

児童扶養手当は、その多くが支給要件を満たす母子（父子）家庭などに支給されますが、両親がいる場合でも、父または母の障がいの状態によって、支給されることがあります。

そのうち、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給対象外となっていましたが、平成23年4月分から、児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養加算額を下回る場合、児童扶養手当を受給することが可能となりました。

ただし、児童扶養手当を受給する場合は、障害基礎年金の子加算の対象にはなりません。

■児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合

両親の一方が児童扶養手当施行令で定める障がい（国民年金または厚生年金保険法1級相当の状態にある場合、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更（どちらかを選択すること）が可能となりました。

■母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎32-2216

D火災防御訓練の実施

春の火災予防運動にあわせ、消防職員・消防団員による火災防衛訓練を実施します。

会場 日の出団地（シルバーハウス赤平668番地）
日時 4月28日（木）16時
問合せ 消防署警防係
☎32-3181

D住宅用火災警報器

設置期限まであと2カ月！

消防法が改正され平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。赤平市では、寝室と寝室のある階の階段室に設置する必要があります。詳しくは、市のホームページをご覧いただか、消防の設置が義務付けられました。

お問合せください。

D入林・山菜採りの心構え

（1）行き先を必ず家族などに知らせ、入林届に記入すること

※私有林に入る場合についても、所有者の承諾を受けてから入林すること

（2）単独での入林は、極力やめること

（3）目立つ服装で入林すること

（4）通信手段や笛、ラジオ、非常食、

目印用テープ、懐中電灯などを携行すること

（5）造林用作業道には、立ち入り

（6）迷つたら、あわてず落ち着いて行動すること

たを守る合言葉』
住宅防災のちを守る7つのポイント
【3つの習慣】①寝タバコは絶対にやめる。②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、消防用品を使用する。③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【愛真ホームへ】 ↗敬称略 ↗西澤悦子（大町） ↗江種和代（幸町） ↗島口利子（大町） ↗ゆうらく館（茂尻） ↗泉町椿会婦人部 ↗光運寺大谷婦人会 ↗保養センターゆつたり ↗大谷婦人会宝性寺和光会 ↗赤平市へ ↗波賀野修（共和町） ↗ゆうらぐ館（茂尻） ↗図書館へ ↗波賀野修（共和町） ↗2万円 ↗あて布・尿パット

問合せ 農林係 ☎32-1842

C善意 charity

ありがとうございます

て行動すること

D講習 training

防火対象物点検資格者の講習日程について

実施日 6月7日（火）～10日（金）
会場 札幌市民防災センター

申請先 （財）札幌市防災協会

ホテルスエヒロ ●
●ナカジマ
国道12号線
歩道橋
小寺・松田法律事務所
滝川市花月町1丁目1番10号
TEL.0125-23-8455
FAX.0125-23-8448
http://www.kmlaw.jp
ENEOS
三浦華園

D春の火災予防運動

生活 life

実施期間 4月20日（水）～30日（土）
統一標語 『「消したかな」あなた

役に立つ法の知識 Law ⑥相続放棄

相続財産より負債額が大きい時は…

相続は財産だけではなく、亡くなった方（被相続人）の負債（借金等）も引き継がなければならず、その返済の義務も負います。相続財産で返済できる場合はいいのですが、できない場合はどうしたらよいのでしょうか。この場合にできる手続きとして相続の放棄があります。相続の放棄をすると財産も受け取れませんが、負債を支払う義務を免れることができます。

どんなことでもお気軽にご相談ください

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

滝川市花月町1丁目1番10号
TEL.0125-23-8455
FAX.0125-23-8448
http://www.kmlaw.jp

市民行事 event

すぐに役立つ実用書道

東公民館上期講座

日時 4月13日(水)・27日(水)
10時～11時(全2回)

場所 東公民館

参加費 無料(定員10名)

持ち物 書道道具一式
講師 島崎昭彦氏(書道研究会「玄渕社」主宰)

問合せ 東公民館 ☎ 33-7537

募集 recruit

① 獨学生を募集しています

返済期間は卒業後10年以内

保護者が市内に居住し、高等学校・高等専門学校・短期大学・大学に進学及び在学中の方に、次とのおり貸付します。

貸付金額(月額)

○高等学校生…8千円
○高等専門学校生…1万円(公立)、1万5千円(私立)

○短期大学・大学生…1万5千円(公立)、2万円(私立)

※高等専門学校とは、道内では函館・苫小牧・釧路・旭川の各工業高等専門学校の4校のみです。それ以外の専門学校は該当なりません。

① エアロビックきたそら 新メンバーを募集します!

健康のために楽しく動くエアロビクスを始めてみませんか。

内 容 簡単エアロビクス・ス

場 所 ふれあいホール

受付時間 毎週木曜日 19時～20時15分

問合せ 上野トミ ☎ 32-2451

受付期間 4月22日(金)まで
※申込用紙は学校教育係にあります。提出された書類を参考に選定します。ただし、市税等を滞納、または特定滞納者に認定されている世帯の方には貸付できません。

申込み及び問合せ

学校教育係 ☎ 32-1822

① エルム高原とあかびらの四季の写真を募集します

エルム高原とあかびらをPRするため、四季の写真を随时、募集します。ご応募いただきたい写真は「ゆつたり」または家族旅行村に展示するほか、ホームページでも公開し、活用します。

応募先 印刷した写真是、エルム高原温泉ゆつたり、または家族旅行村管理棟までご持参いただくか、株赤平振興公社(幌岡町375番地)まで郵送願います。

問合せ 株赤平振興公社 ☎ 32-5121

連絡先 佐藤 ☎ 090-6262-3412

少年消防クラブ員募集!

赤平市少年消防クラブでは、引き続き平成23年度の新規加入クラブ員を募集しています。

当クラブは、市内の小学5、6年生の希望者により編成しており、消防資機材の見学、消防の規律に関する教育、野外消防教室及び消防車両に乗車し防火広報を実施するなど、少年期から火災予防に関する知識を学び、楽しくクラブ活動を行います。

入部を希望される新5、6年生の方は、消防本部予防係までお問合せください。
問合せ 消防本部予防係 ☎ 32-3181

市民行事 event

消防設備士試験

試験日 6月5日(日)

種類 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)

試験地 札幌市、旭川市他

受付 4月18日(月)～27日(水)

問合せ 消防本部予防係 ☎ 32-3181

危険物取扱者試験

試験日 6月5日(日)

種類 甲種、乙種(第1～6類)、丙種

試験地 札幌市、旭川市、滝川市他

注意 試験を受験できません。

問合せ 滝川市では、甲種の試験を受け付けています。

受付 4月18日(月)～27日(水)

問合せ 消防本部予防係 ☎ 32-3181

赤平パークゴルフ協会 新規会員を募集します!

現在、太極拳教室に参加する方を募集しています。太極拳を通して、明るく楽しく足腰を鍛え、健康づくりしてみませんか。

18歳以上の赤平市民の方なら、男女問わず入会できます。自然の中で楽しく健康づくりにもなるパークゴルフと一緒にやつてみませんか。初めての方には、初心者講習会や実習会など、指導員が親切、丁寧に指導しますので、是非お申込みください。

問合せ 消防本部予防係 ☎ 32-3181

山火事注意

「小さな火 大きな森も 焼きつくす」

林野火災 強調期間 4月7日～5月31日

平成23年春季「ヒグマ注意特別月間」4月2日(土)～5月8日(日)

本年も山菜採りが盛んになる季節を迎ますが、昨年の秋には山の実成りが豊作傾向であったことから、ヒグマの出産数が増え、大量出没となることが予想されています。熊に遭わないために、出没地域に行かないこと。鈴などにより、人の存在を知らせること。そして、残飯・空き缶などのごみは、必ず持ち帰るように注意しましょう！

問合せ 農林係 ☎ 32-1842



労働基準監督官採用試験

協会 24-1880までお問い合わせください。

受験資格 ①昭和57年4月2日
～平成2年4月1日生まれの方。
②平成2年4月2日以降生まれの方で大学を卒業した方及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの方。または同様の資格があると人事院が認める方。

試験日 第一次6月12日(日)(札幌市)
第二次7月20日(水)・21日(木)の指定日。
受付期間 4月1日(金)～14日(木)
※申込用紙は左記にて配布。

問合せ 滝川労働基準監督署
☎ 24-7361

前期一般住民講座

方、会計の知識を身につけたい方に、夜間日商簿記受験準備講座を開催します。

受講料 29,400円(全20回)
定員 15名(先着順)
※申込みや日程等の詳細は、スキンアップセンター空知☎ 24-1880までお問合せください。

税務職員募集

前期技能検定受検者募集
受付期間 4月11日(月)～20日(水)
実施職種 造園、鉄工、とびなど
※詳しくは、空知地方技能訓練

受付期間 4月1日(金)～14日(木)
試験日 第一次6月12日(日)・第2次7月19日(火)～26日(火)の指定日
※詳しくは、滝川税務署総務課☎ 22-2191までお問合せください。



今月のかわいい
おともだちを
紹介します！

かわいいあ子さんの写真を広報に載せてみませんか？
広報広聴係では、このコーナーに掲載するあ子さん(10ヶ月くらい～3歳まで)の写真を募集しています。

問合せ 広報広聴係☎ 32-1834



23年度
受付開始

住まいのリフォーム等 一部「条件を緩和」しました

赤平市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行う場合、工事費の一部を助成します。

対象住宅 本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る)

対象者 本市に住所を有している者(老朽住宅除却工事は除く)
市税などの滞納がない者(対象世帯全員)

助成対象とならない工事 付属車庫や物置、門、塀、ローブヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

助成要件 同一住宅及び同一人につき1回限り

実施期間 平成25年3月31日まで

申込・問合せ先 赤平建設業協会☎ 32-2549

相談先 市役所建設課建築指導担当
☎ 32-1844

注意 資格・内容等の審査がありますので、必ず事前に申請手続きをしてから工事に着手してください。

助成内容	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kWあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は18歳未満の子供が同居して子育てしている世帯
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物